



事業報告書

令和元(2019)事業年度

目次

1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 法人の目的、業務内容	4
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	5
4. 中長期目標	5
(1) 概要	5
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	6
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
6. 中長期計画及び年度計画	7
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	8
(1) ガバナンスの状況	8
(2) 役員等の状況	9
(3) 職員の状況	9
(4) 重要な施設等の整備等の状況	9
(5) 純資産の状況	10
(6) 財源の状況	10
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	10
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	11
(1) リスク管理の状況	11
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	12
9. 業務の適正な評価の前提情報	13
10. 業績の成果と使用した資源との対比	14
11. 予算と決算の対比	15
12. 財務諸表	15
13. 財務状況及び運営状況の法人の長による説明情報	18
14. 内部統制の運用に関する情報（内部統制システムの運用状況など）	18
15. 法人の基本情報	19
(1) 沿革	19
(2) 設立に係る根拠法	19
(3) 主務大臣	19
(4) 組織図	20
(5) 事務所の所在地	20
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	20
(7) 主要な財務データの経年比較	20
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	21
16. 参考情報	22
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	22
(2) その他公表資料等との関係の説明	24

1. 法人の長によるメッセージ

NEDOは、昭和55年の発足以来、経済産業行政の一翼を担う日本最大級の公的技術開発マネジメント機関として、「エネルギー・地球環境問題の解決」と「産業技術力の強化」という2つのミッションを掲げ、企業、大学および公的研究機関の英知を結集して、技術開発・実証に取り組んできました。

令和元年度は「第4期中長期計画」の2年目として、引き続き「エネルギーシステム」「省エネルギー・環境」「産業技術」「新産業創出・シーズ発掘等」の4つのセグメントで技術開発成果の最大化に取り組みました。また、「技術開発マネジメントによる成果の社会実装」「研究開発型ベンチャーの育成」「中長期技術開発の方向性提示」という3つの柱の下、技術戦略の策定から社会実装までの技術開発マネジメント機能を強化し、チャレンジングな研究開発の推進、オープンイノベーションの促進や研究開発型ベンチャー企業の育成等に、さらに力を入れて取り組めました。

令和元年6月に日本で「G20大阪サミット2019」が開催されたことに伴い、NEDOは政府主催の展示等に協力し、プロジェクトで取り組んでいるCO2回収やメタネーション、人工光合成といったCO2の有効利用・貯留等の技術展示や、IoTを活用した未来への提言などを紹介し、国内外から多くの関心を集めました。

また、9月には経済産業省とともに、「第2回水素閣僚会議」を開催しました。世界35の国・地域・機関の代表を含め600人を超える関係者の参加を得て、グローバルな水素の利活用に向けた政策の方向性について議論を深めることができました。ほかにも、令和2年1月に、東京都と水素エネルギーの普及促進に関する包括的な協定を締結、3月には、福島において再生可能エネルギーを利用した世界最大級の水素製造施設「FH2R」が完成するなど、水素エネルギーの活用に向けた取り組みを加速しています。

さらに、ドローンの社会実装に向けた取り組みも、多くの成果を上げた年でした。福島ロボットテストフィールドも活用し、さまざまな業種で複数のドローンを一度に活用できる運航管理システムや衝突回避システムの開発などが進んでいます。

政府は令和2年1月、地球規模の喫緊の課題である気候変動問題の解決に向けて「革新的環境イノベーション戦略」を策定しました。こうした政府の動きに合わせ、産学官がそれぞれの立場から、同問題の解決に貢献する革新的なイノベーションの創出に向けた取り組みを強化していくことが期待されています。

こうした中、NEDOは「持続可能な社会を実現する3つの社会システム」として、サーキュラーエコノミー、バイオエコノミー、持続可能なエネルギーを定義し、それらを表現したシンボルマークを制定しました。この3つの社会システムの実現を一体的かつ有機的に推進するために、気候変動問題の解決に向けた技術開発の在り方や目指すべき方向性などをまとめた「持続可能な社会の実現に向けた技術開発総合指針2020（NEDO総合指針）」を策定しました。

「Society 5.0」の実現、SDGsの達成等、NEDOに求められる役割の高度化、期待の高まりを肌で感じています。この期待に応えるべく、「日本のエネルギー・環境政策は、NEDOが支える。日本のイノベーション政策は、NEDOが牽引する」という気概を持って尽力していきます。そして、成果の社会実装を促進する「イノベーション・アクセラレーター」としての役割を強化し、今後も社会課題の解決に一層貢献してまいります。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 石塚 博昭

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

機構は、非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的としております。(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(以下「機構法」という。)第四条)

(2) 業務内容

機構は、機構法第四条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

i) 技術開発マネジメント関連業務(機構法第十五条)

- 一 次に掲げる技術(原子力に係るものを除く。)であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。
 - イ 非化石エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術
 - ロ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術(イに掲げるものを除く。)
 - ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術(可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。)
- ニ エネルギー使用合理化のための技術
- 二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術(原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。)に関する研究開発を行うこと(前号に掲げるものを除く。)
- 三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。
- 四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証(その技術の普及を図ることが我が国への非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭の安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。)を行うこと。
- 五 第一号ハ及びニに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。
- 六 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。
 - イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導
 - ロ エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ニに掲げる技術に関する指導
- 七 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。
- 八 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。
- 八の二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- 十 非化石エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。
- 十一 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第十一条に規定する業務を行うこと。
- 十二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七条に規定する業務を行うこと。
- 十三 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第十条に規定する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

令和元年度の経済産業省の政策体系は7の柱から構成されていますが、この経済産業省の政策体系と機構の各業務の対応関係につきましては、以下の通り位置付けられています。

経済産業省の政策体系	予算区分（勘定）	NEDOのセグメント
1. 経済成長	一般会計（一般勘定、特定公募型研究開発業務勘定）	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術分野 ・新産業創出・シーズ発掘等分野
6. エネルギー・環境	一般会計（一般勘定、特定公募型研究開発業務勘定）、エネルギー対策特別会計（電源利用勘定、エネルギー需給勘定、基盤技術研究促進勘定）	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーシステム分野 ・省エネルギー・環境分野

4. 中長期目標

(1) 概要

①中長期目標期間

平成30年度から始まった第4期における機構の中長期目標の期間は、5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）。

②中長期目標の概要

機構は、設立以来、政策実施機関として、政府と産業界との間に立ち、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に対し、国の資金提供と技術開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業を始めとする技術開発マネジメント機関として「エネルギー・環境問題の解決」「産業技術力の強化」に貢献することをミッションとしてきました。

現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）、エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）、エネルギー・環境イノベーション戦略（平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議）、科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月閣議決定）において様々な技術開発課題が示されているところです。

さらに、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（平成28年5月）においても、イノベーションを結実させるために必要な産学官の取組が示されています。また、産業構造審議会産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）においては、統合的な官民標準化戦略の実施として、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組

みの構築の必要性が示されているところです。
※詳細は、[第4期中長期目標](#)をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

機構は、中長期目標における一定の事業等のまとまりの区分に基づくセグメント情報を開示しています（3. 前掲）。

具体的な区分名は以下のとおりです。

- ①エネルギーシステム分野
- ②省エネルギー・環境分野
- ③産業技術分野
- ④新産業創出・シーズ発掘等分野

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 理念

- 持続可能な社会の実現に必要な技術開発の推進を通じて、イノベーションを創出します。
- リスクが高い革新的な技術の開発や実証を行い、成果の社会実装を促進する「イノベーション・アクセラレーター」として、社会課題の解決を目指します。

【機構のミッション】

①エネルギー・地球環境問題の解決

新エネルギーおよび省エネルギー技術の開発と実証試験等を積極的に展開し、新エネルギーの利用拡大とさらなる省エネルギーを推進します。さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進し、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献します。

②産業技術力の強化

産業技術力の強化を目指し、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となる中長期的プロジェクトの実施および実用化開発における各段階の技術開発に取り組みます。その際、産学官の英知を結集して高度なマネジメント能力を発揮することで、新技術の市場化を図ります。

(2) 運営上の方針

- ①研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上を目指します。
- ②異分野の技術融合が重要になっていることを踏まえ、内部の縦割りを助長することのないように、分野横断型の視点を持ち、異分野技術融合を図る技術開発マネジメントに取り組みます。
- ③機構組織の一般管理費及び業務経費に関して効率化を図ってまいります。
- ④組織体制の合理化を図るため、既往の政府方針等を踏まえながら実施プロジェクトの重点化を図るなどの措置を講じてまいります。また、関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的な人員配備を行い、産業界・学術回答の専門家・有識者等の外部資源を有効活用してまいります。
- ⑤機構外部の専門家・有識者を活用しながら全ての事業につき適正な評価を行い、不断の業務改善を行ってまいります。
- ⑥内部統制の推進に関する規程整備等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能するよう更

なる充実を図ってまいります。

- ⑦第3期中長期目標期間中に発生した研究費不正事案を踏まえ、再発防止策を含む取り組みを徹底して実行してまいります。

6. 中長期計画及び年度計画

第4期中長期目標（平成30年4月～令和5年3月）に掲げる項目及びその主な内容と平成31・令和元年度の年度計画との関係は次の通りです。

※詳細につきましては、[第4期中長期計画](#)及び[年度計画](#)をご覧ください。

中長期計画	年度計画
I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（75%）	
1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	
(1) 世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化	<ul style="list-style-type: none"> ・ナショナルプロジェクト終了後5年経過後の実用化達成率 ・事後評価における「実用化の見通し」の評点が最上位または上位区分の比率
(2) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマの比率
2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	
世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を機構支援額で除して得られる倍数
3. 技術に対するインテリジェンス向上による成果の最大化	
技術に対するインテリジェンス向上による成果の最大化	<ul style="list-style-type: none"> ・産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略割合
II. 業務運営の効率化に関する事項（7.5%）	
1. 柔軟で効率的な業務推進体制	
(1) 業務の効率化	
(2) 機動的・効率的な組織・人員体制 等	
2. 公平な業務執行とアカウンタビリティ	
(1) 自己改革と外部評価の徹底 等	
III. 財務内容の改善に関する事項（7.5%）	
IV. その他業務運営に関する重要事項（10%）	
1. 法令順守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進	
2. 不正事案への対処	

※1 各セグメントは、上記Iの1～3.それぞれの事項において設定される目標達成を目指す。

※2 I. は基幹目標を掲載。

※3 II. 以下は全ての項目ではなく第4期中長期目標期間において特に取り組みが必要な項目を記載。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

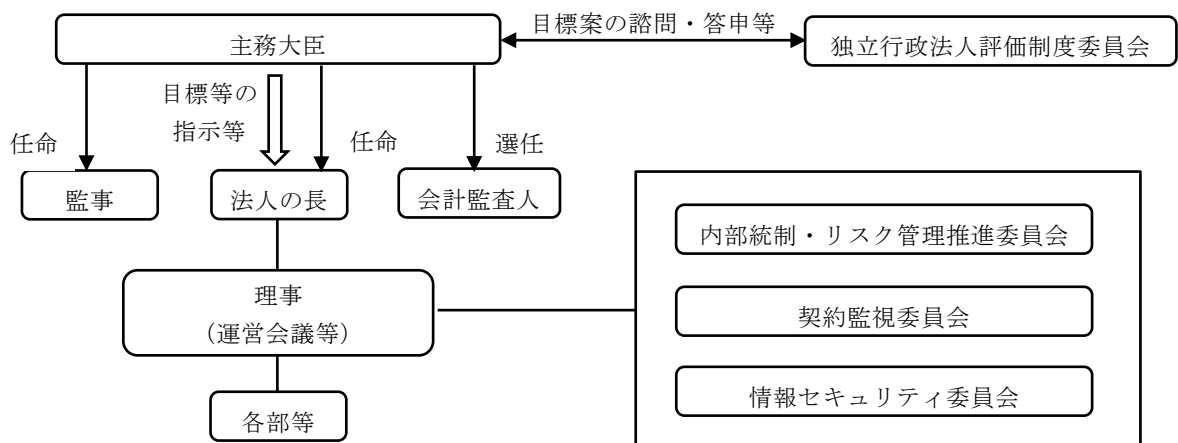
機構に係る通則法における主務大臣は経済産業大臣です。

② ガバナンス体制図

ガバナンスの体制は以下のとおりです。機構は主務大臣が任命する法人の長のもと、同じく主務大臣が策定した中長期目標等の指示等に基づいて業務を執行しています。また、主務大臣が任命する監事が機構の業務の監査を行います。

機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の推進に係る基本方針として、[「内部統制・リスク管理の推進に係る基本方針」](#)を整備するとともに、基本方針に基づく内部統制等の取組を促進するため、「内部統制・リスク管理推進行動計画」を策定しています。また、内部統制機能の有効性チェックのため、外部有識者である会計監査人による監査のほか、理事長以下役員等を委員とする「内部統制・リスク管理推進委員会」を設け、定期的なモニタリング等を実施しています。

内部統制システムの整備に関する詳細は[業務方法書](#)及び[HP](#)をご覧ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴（令和2年3月31日現在）

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理 事 長	石塚 博昭	自 H30.4.1 至 R5.3.31	組織業務運営	三菱ケミカル(株) 相談役
副 理 事 長	及川 洋	自 R1.10.1 至 R5.9.30	業務運営全般についての 理事長補佐	経済産業省大臣官房審議官(製造産 業局担当)
理 事	三橋 敏宏	自 R1.10.1 至 R3.9.30	技術戦略研究、総務、人 事、経理、リスク管理統 括、資産管理担当	経済産業省貿易経済協力局貿易管 理部安全保障貿易審査課長
理 事	久木田 正次	自 R1.10.1 至 R3.9.30	広報、評価、システム業 務、イノベーション推進 担当	(国研)新エネルギー・産業技術総 合開発機構 イノベーション推進 部長
理 事	佐藤 嘉晃	自 R1.10.1 至 R3.9.30	新エネルギー、次世代電 池・水素、スマートコミュ ニティ担当	(国研)新エネルギー・産業技術総 合開発機構 評価部長
理 事	今井 淨	自 R1.10.1 至 R3.9.30	ロボット・AI、IoT、材料・ ナノテクノロジー担当	パナソニック株式会社 アプライア ンス社 副社長 技術担当(兼)技術 本部 本部長
理 事	小林 出	自 R1.10.1 至 R3.9.30	省エネルギー、環境、国際 担当	資源エネルギー庁長官官房国際資 源エネルギー戦略調整官
監 事	中野 秀昭	自 H30.6.29 至 R5.6月見込※	監査業務担当	N R I ワークプレイスサービス (株) 代表取締役社長
監 事 (非常勤)	江上 美芽	自 H30.6.29 至 R5.6月見込※	監査業務担当	東京女子医科大学 先端生命医科学 研究所客員教授

※第4期中長期目標期間の最後の事業年度の財務諸表の大臣承認日まで

② 会計監査人の氏名または名称 有限責任 あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末において1042人（前期末比76人増、7.8%増）であり、平均年齢は49歳（前期末48歳）となっています。当法人への出向者数は339人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

①当事業年度に完成した主要施設等
該当なし

②当年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし

③当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(5) 純資産の状況

①資本金の額及び出資者ごとの出資額（全事業年度末からのそれぞれの増減を含む）

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	77,520	-	2,400	75,120
民間出資金	135	-	-	135
資本金合計	77,655	-	2,400	75,255

※ 金額の欄の計数は、原則として四捨五入によっているので端数において合計と一致しないものがあります。

②目的積立金の申請、取崩内容等

該当なし。

(6) 財源の状況

①財源の内訳

機構の収入は 294,785 百万円で、その内訳は運営費交付金 178,957 百万円（収入の 60.7%）、国庫補助金 113,170 百万円（収入の 38.4%）、業務収入 879 百万円（収入の 0.3%）、その他収入 1,779 百万円（収入の 0.6%）となっております。

②自己収入の明細

機構における自己収入として、業務収入及びその他収入があります。

業務収入の内訳としては、補助金等の返還や補助事業に係る財産処分収入等 851 百万円等があります。その他収入の内訳としては、資産売却収入 1,749 百万円、受取利息収入 22 百万円等があります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

機構は、世界中で関心が高まっている地球温暖化問題をはじめとした環境、エネルギー問題に対し、事業の遂行を通じ、また自らの行動においても、積極的な取り組みを実施しています。本取り組みにあたっては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を平成 30 年 3 月 22 日に策定し、令和 12 年度までの環境負荷軽減に向けた取り組みを実施しています。

主たる取組としては以下のようなことに取り組んでおります。

①温室効果ガス排出

機構による令和元年度の温室効果ガス排出量は、248,602 kg-CO₂（暫定値。平成 25 年度（基準年度）比 24.5%削減）となりました。

②グリーン調達に関する取組

機構は、製品やサービスの購入に際し、できる限り環境への負荷の少ない物品等を優先して選ぶグリーン調達を進めており、またグリーン調達を推進するため、「環境物品等の調達の推進を図るための調達方針」を毎年策定し公表しています。

③省エネルギー対策

機構内におけるエネルギー使用量の抑制を図るため、執務室における照明の間引き消灯や、クールビズ・ウォームビズの推進、クラウド・コンピューティングの活用による消費電力の削減を行っています。

④省資源対策

機構内における3R (Reduce/Reuse/Recycle) をめざし、紙の使用量削減などを行っています。

※詳細については、[NEDO アニュアルレポート](#)をご覧ください。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

日本最大級の公的研究開発マネジメント機関として、中長期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を実施し、機構の二つのミッションである「エネルギー・環境問題の解決」および「産業技術力の強化」の達成に資するため、内部統制及びリスク管理推進の取組について体系的に強化を図っています。

・内部統制の推進に係る基本方針の制定

NEDOのミッションの達成に向け、事業を有効かつ効果的に実施するため、[「内部統制・リスク管理の推進に係る基本方針」](#)を制定しています。

・内部統制・リスク管理推進委員会の設置

NEDOの内部統制及びリスク管理推進の取組方針を検討・審議する機関として、理事長を委員長とする内部統制・リスク管理推進委員会を設置しています。

・内部統制等総括管理者、責任者等の配置

理事長の指揮のもと、内部統制及びリスク管理推進の実務の総括管理者（リスク管理統括部担当理事）を置くとともに、各部に内部統制責任者及び内部統制担当者を置き、体系的に内部統制及びリスク管理推進の体制構築を行っています。

・リスク管理統括部の設置

事業実施者の不正行為等に関する告発対応や、不正行為等が疑われる事業実施者への調査などについて、一元的かつ横断的に対応するため、平成31年4月に検査・業務管理部を改組し、新たに「公正対策室」などから構成する「リスク管理統括部」を設置し、検査手法の高度化や不正発生の抑止などについても、重点的に取り組んでいます。

・内部統制・リスク管理推進規程の制定

内部統制・リスク管理推進の取組を円滑かつ効果的に実施するための体制及び運営方法について必要な事項を定めた内部統制・リスク管理推進規程を制定しています。

・内部通報、外部通報受付窓口の設置

機構職員のコンプライアンス違反（不正行為、セクハラ行為等）に係る機構内外からの通報を受け付ける窓口を設置し、自浄作用による不正等の早期発見・是正に努めています。なお、窓口は、機構内部のほか、機構の顧問弁護士を機構外通報窓口としています。

・研究開発活動の不正行為と研究資金の不正な使用の告発受付窓口の設置

機構事業の実施者（委託先、助成先）における研究資金の不正受給や、研究不正等に関する通報を受け付ける窓口を設置し、機構が行う検査とは別に実施者内部からの情報も得るこ

ティ対策を一層強化すべく取組を推進しています。

また、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO/IEC 27001の全部署への認証取得拡大を進め、セキュリティマネジメントの定着を図ることとしています。令和元年度は国内全拠点に対する3年間の有効期限延長を受け、継続的な取組を実施しています。

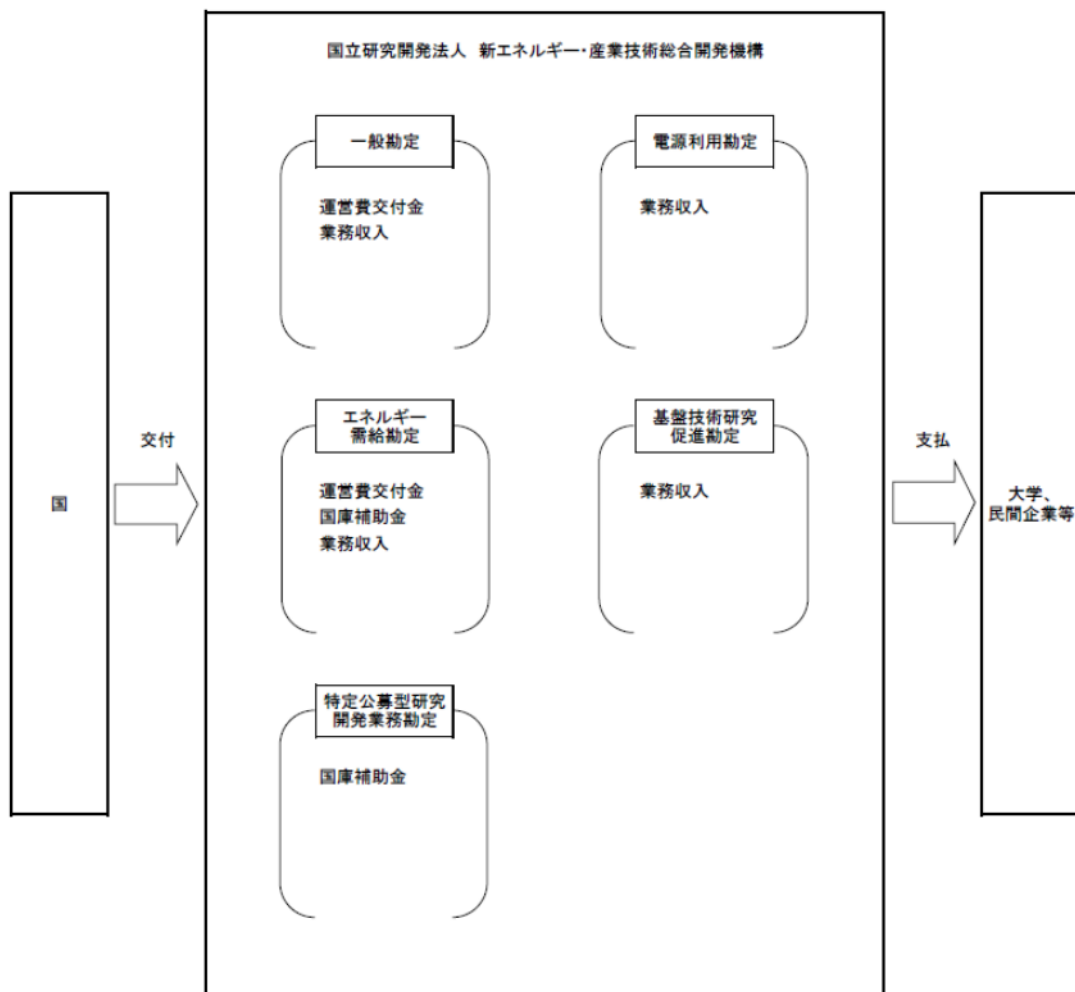
②内部統制・リスク管理推進委員会

内部統制及びリスク管理推進の取組方針を検討・審議する機関として、理事長を委員長とする内部統制・リスク管理推進委員会を設置し、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証、「内部統制・リスク管理の推進に係る基本方針」・「内部統制・リスク管理推進行動計画」の策定を着実に実施し、更なる充実・強化を図っています。

業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況に関する詳細は[業務実績等報告書](#)をご覧ください。

9. 業務の適正な評価の前提情報

令和元事業年度の機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる各勘定の経理対象と勘定相互の関係について図示します。



※各セグメントは、3. のとおり各勘定と結びついています。

10. 業績の成果と使用した資源との対比

(1) 令和元年度の業務実績とその自己評価

令和元年度は「第4期中長期計画」2年目として、研究開発成果の最大化に向けて、「エネルギーシステム」、「省エネルギー・環境」、「産業技術」、「新産業創出・シーズ発掘等」の4つのセグメントに事業を分類して技術開発を実施しました。また、「技術開発マネジメントによる成果の社会実装」、「研究開発型ベンチャーの育成」、「中長期技術開発の方向性提示」という3つの柱のもとに、技術戦略の策定から社会実装までの技術開発マネジメント機能を強化し、チャレンジングな研究開発の推進、オープンイノベーションの促進や研究開発型ベンチャー企業の育成等に取り組みました。

各業務（セグメント）毎の具体的な取組結果と行政コストの関係の概要については次のとおりです。

詳細は[業務実績等報告書](#)をご覧ください。

(単位：百万円)

項目	評価	行政コスト
Ⅰ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項（75%）		
エネルギーシステム分野	A	53,355
省エネルギー・環境分野	A	38,106
産業技術分野	A	60,083
新産業創出・シーズ発掘分野	A	5,298
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項（7.5%）		
	B	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項（7.5%）		
	B	
Ⅳ. その他の事項（10%）		
	B	

(2) 当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
評定	B	—	—	—	—
理由	項目別評定において、「エネルギーシステム分野」は、研究開発成果の最大化に向けて顕著な成果を得ており、「省エネルギー・環境分野」、「産業技術分野」、「新産業創出・シーズ発掘等分野」、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」の各項目について着実な業務運営がなされている。				

(注) 評価区分

- S：「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A：「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

1 1. 予算と決算の対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入	280,815	294,785	
運営費交付金	168,298	178,957	科学技術イノベーション創造推進費に係る運営費交付金の交付を受けたため。
国庫補助金	110,400	113,170	前年度からの繰越しがあったため。
業務収入	45	879	事業者からの返還が予定より多かつたため。
その他収入	2,072	1,779	資産売却収入が予定より少なかつたため。
支出	173,041	166,598	
業務経費	163,188	153,727	翌年度への繰越し等があったため。
国庫補助金事業費	69	2,795	前年度からの繰越しがあったため。
一般管理費	7,384	7,332	
その他支出	2,400	2,743	国庫納付による支出があったため。

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

1 2. 財務諸表

(1) 貸借対照表 (https://www.nedo.go.jp/introducing/teikyoku_3taisayaku.html)

(単位：百万円)

資 産	R2.3.31 現在	負 債	R2.3.31 現在
流動資産	220,669	流動負債	117,997
現金及び預金	214,626	運営費交付金債務	49,056
有価証券	900	預り補助金等	40,459
前渡金	1,443	未払金	28,087
未収金	3,265	その他の流動負債	395
賞与引当金見返	341	固定負債	94,526
その他の流動資産	94	長期預り補助金等	89,742
固定資産	9,908	退職給付引当金	3,285
有形固定資産	613	保証債務損失引当金	615
減価償却累計額	△339	その他の固定負債	884
無形固定資産	617	負債合計	212,523
投資有価証券	5,099	純 資 産	R2.3.31 現在
退職給付引当金見返	3,283	資本金	75,255
その他の固定資産	635	資本剰余金	△ 74
		利益剰余金	△57,126
資産合計	230,577	純資産合計	18,055
		負債・純資産合計	230,577

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(2) 行政コスト計算書 (https://www.nedo.go.jp/introducing/teikyou_3taisayaku.html)

(単位：百万円)

項 目	H31. 4. 1～R2. 3. 31
I. 損益計算書上の費用	167,851
II. その他の行政コスト	1
III. 行政コスト	167,852

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(3) 損益計算書 (https://www.nedo.go.jp/introducing/teikyou_3taisayaku.html)

(単位：百万円)

経 常 費 用	H31. 4. 1～R2. 3. 31
業務費	156,572
給与手当	1,611
外部委託費	117,320
補助事業費	33,355
請負費	1,385
その他の業務費	2,901
一般管理費	7,104
給与手当	3,003
賃借料	1,069
請負費	955
その他の一般管理費	2,077
雑損	187
経常費用合計	163,863
経 常 収 益	H31. 4. 1～R2. 3. 31
運営費交付金収益	159,766
業務収益	20
補助金等収益	2,957
資産見返負債戻入	99
賞与引当金見返に係る収益	341
退職給付引当金見返に係る収益	133
財務収益	23
雑益	2,615
経常収益合計	165,954
経 常 利 益	
	2,091
臨時損失	3,989
臨時利益	3,840
当期純利益	1,943
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	559
当期総利益	2,502

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(4) 純資産変動計算書 (https://www.nedo.go.jp/introducing/teikyou_3taisyaku.html)

(単位：百万円)

項 目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	77,655	△73	△59,069	18,512
当期変動額				
資本金の当期変動額	△2,400	—	—	△2,400
資本剰余金の当期変動額	—	△1	—	△1
利益剰余金の当期変動額	—	—	1,943	1,943
当期変動額合計	△2,400	△1	1,943	△458
当期末残高	75,255	△74	△57,126	18,055

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

(5) キャッシュ・フロー計算書 (https://www.nedo.go.jp/introducing/teikyou_3taisyaku.html)

(単位：百万円)

項 目	H31. 4. 1～R2. 3. 31
I. 業務活動によるキャッシュ・フロー	128,789
(支出：原材料、商品又はサービスの購入等)	△163,006
(収入：運営費交付金等)	291,795
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	1,123
(支出：定期預金の預入等)	△2,628
(収入：定期預金の払戻、有価証券の償還等)	3,751
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,743
IV. 資金増加額	127,168
V. 資金期首残高	87,458
VI. 資金期末残高	214,626

※1 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※2 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

1 3. 財務状況及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和元年度末の資産残高は、2,306億円となっておりその大宗は現金及び預金などの金融資産です。また、負債残高は2,125億円となっておりますが、その大宗は各業務遂行上に必要な運営費交付金債務並びに預り補助金等や長期預り補助金等であり将来の行政サービスに充てるものとして負債に計上しているものです。

純資産の残高は181億円であり、政府出資金751億円、民間出資金1億円、資本剰余金△1億円、利益剰余金△571億円を計上しております。

② 行政コスト計算書

損益計算書の経常費用等に承継資産に係る費用相当額等を加えた行政コストは1,679億円となっております。

③ 損益計算書

経常費用は1,639億円、経常収益は1,660億円となっております。

運営費交付金の事業費執行規模が増加したことに伴い、経常収益のうち運営費交付金収益が101億円増加しています。当期総利益は25億円となりました。

④ 純資産変動計算書

資本金は753億円、資本剰余金は△1億円、利益剰余金は△571億円であり、純資産合計は181億円となっております。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、補助金等収入1,104億円などにより1,288億円の資金増加となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入16億円などにより11億円の資金増加となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは、不要財産に係る国庫納付等による支出により27億円の資金減少となっております。これらにより期末残高は2,146億円となりました。

(2) 財政状態及び運営状況について

NEDOの業務運営は概ね順調に進捗しており、上記のとおり現在の財政状況には大きな問題はありません。但し、基盤技術研究促進事業において繰越欠損金が生じていることから、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収の徹底を図ってまいります。

1 4. 内部統制の運用に関する情報（内部統制システムの運用状況など）

NEDOは、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図ることを業務方法書に定めており、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制の運用（業務方法書第44条、第48条）>

内部統制及びリスク管理推進の取組方針を検討・審議する機関として、理事長を委員長とする「内部統制・リスク管理推進委員会」を設置し、令和元年度は6月に開催しています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第52条、第53条）>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行い、その結果について監査報告書をもって経済産業大臣及び理事長に報告します。改善を要すると認めた事項があるときは、理事長に意見を提出するものとしています。

また、監査室は、機構の業務の執行及び会計処理が適正に行われているか内部監査を行い、その結果について監査報告書を作成して理事長に提出するとともに監事に回付するものとしています。令和元年度の内部監査は、調査委託契約、少額備品の調達・管理状況等の監査を実施しています。

<入札及び契約に関する事項（業務方法書第 55 条）>

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）（以下「総務大臣決定」という。）及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）（以下「行革本部決定」という。）の趣旨を踏まえ、監事と外部有識者により構成する「契約監視委員会」を設置し、令和元年度の契約を対象とした当委員会を 6 月に開催し、機構の調達等合理化計画、公益法人に対する支出の点検・見直しなどについて審議を受け、承認された後、その結果を機構のホームページに掲載しています。

1 5. 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 15 年 10 月	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構設立
平成 18 年 4 月	アルコール事業本部を完全民営化に向け特殊会社化に移行 （日本アルコール産業株式会社法の施行）
平成 18 年 7 月	京都メカニズム クレジット取得関連業務を追加
平成 19 年 4 月	技術経営力の強化に関する助言業務を追加
平成 24 年 9 月	石炭資源開発業務及び地熱資源開発業務を独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構に承継
平成 25 年 4 月	石炭経過業務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に承継
平成 26 年 4 月	出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助業務を追加
平成 27 年 4 月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に改称
平成 28 年 3 月	京都メカニズムクレジット取得事業及び鉱工業承継業務終了
平成 31 年 3 月	特定公募型研究開発業務を追加

(2) 設立に係る根拠法

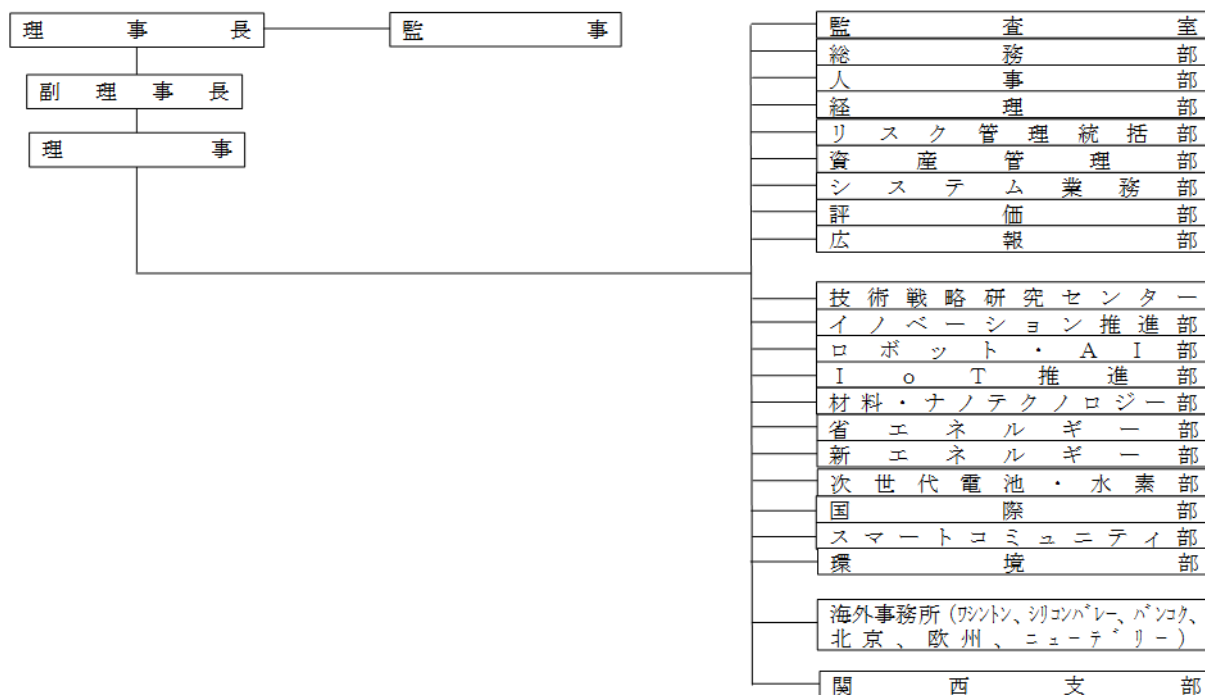
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年十二月十一日・法律第百四十五号）

(3) 主務大臣

経済産業大臣（経済産業省産業技術環境局研究開発課）

(4) 組織図

(令和2年3月31日現在)



(5) 事務所の所在地

- ①本部 〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番
ミューザ川崎セントラルタワー（総合案内 16 階）
- ②関西支部 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町 3-1
グランフロント大阪ナレッジキャピタルタワーC 9F

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定関連会社及び関連会社は該当ありません。関連公益法人等の状況は財務諸表の[附属明細書](#)をご覧ください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
資産	86,574	75,384	84,305	97,367	230,577
負債	59,414	48,003	38,868	78,854	212,523
純資産	27,160	27,381	45,437	18,512	18,055
行政コスト	—	—	—	—	167,852
経常費用	154,684	156,058	169,067	155,514	163,863
経常収益	156,915	157,691	185,703	157,750	165,954
当期総利益	2,469	1,848	18,056	2,612	2,502

※行政コストは改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 30 年 9 月 3 日改訂）の適用に伴い、当事業年度より算出しており、過年度分については、算出しておりません。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【予算】

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	158,910	業務経費	153,398
国庫補助金	2,000	国庫補助金事業費	41,827
業務収入	45	一般管理費	8,270
その他収入	2,100	その他支出	1,600
合計	163,055	合計	205,095

※各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

【収支計画】

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	203,842
経常費用	203,503
業務費	193,353
一般管理費	8,329
雑損	1,821
臨時損失	338
収益の部	204,068
経常収益	203,559
運営費交付金収益	158,327
業務収益	27
補助金等収益	42,430
資産見返負債戻入	158
賞与引当金見返に係る収益	372
退職給与引当金見返に係る収益	133
財務収益	19
雑益	2,093
臨時利益	510
純利益	227
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	227

※各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

【資金計画】 (単位：百万円)

区分	金額
資金支出	304,425
業務活動による支出	203,378
投資活動による支出	97
財務活動による支出	1,600
翌年度への繰越金	99,350
資金収入	304,425
業務活動による収入	163,048
運営費交付金による収入	158,910
国庫補助金による収入	2,000
業務収入	44
その他の収入	2,094
投資活動による収入	906
前年度よりの繰越金	140,471

※各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※詳細は、[令和2年度計画](#)をご覧ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、1年以内に満期の到来する預金

有価証券：1年以内に満期の到来する利付金融債

前渡金：通常の業務活動において発生した前渡金

未収金：通常の業務活動において発生した未収入金

賞与引当金見返：賞与引当金（財源措置が運営費交付金等により行われることが中長期計画で明らかにされている場合）に見合う将来の収入を引当金に対する見返として計上したもの

その他の流動資産：未収収益、前払費用等

有形固定資産：建物、工具器具備品等長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

減価償却累計額：損益計算書に計上された減価償却費の累計額及び行政コスト計算書に計上された減価償却相当額の累計額

無形固定資産：電話加入権、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定

投資有価証券：1年以内に満期の到来しない機構債、その他の債券

退職給付引当金見返：退職給付引当金（財源措置が運営費交付金等により行われることが中長期計画で明らかにされている場合）に見合う将来の収入を引当金に対する見返として計上したもの

その他の固定資産：敷金・保証金、賞与引当金等

運営費交付金債務：国からの運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

預り補助金等：補助金の概算交付に係る預り金

未払金：通常の業務活動において発生した未払金

その他の流動負債：預り金、賞与引当金等

長期預り補助金等：翌事業年度以降の特定の事業に充てるため特別の資金として保有

することを目的として交付を受けた補助金
退職給付引当金：退職給付に係る引当金
保証債務損失引当金：債務保証に係る損失に備えるための引当金
その他の固定負債：資産見返負債、長期前受収益
資本金：国及び民間からの出資金
資本剰余金：資本金及び利益剰余金以外の資本
利益剰余金：業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

承継資産に係る費用相当額：旧機構から承継された資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産に係る費用相当額（損益計算書には計上しておりませんが、累計額は貸借対照表に記載しております。）

行政コスト：機構のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、機構の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：業務に要した費用

一般管理費：当法人の運営に必要な職員等に要する給与、賞与等の人件費及び賃借料等

雑損：国庫納付金等

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

業務収益：債務保証料収入等

補助金等収益：国からの補助金のうち、当期の収益として認識した収益

資産見返負債戻入：運営費交付金等を財源として償却資産を取得したときの当該資産に係る当期の減価償却費に見合う戻入益

賞与引当金見返に係る収益：賞与引当金見返を計上した際に認識する収益

退職給付引当金見返に係る収益：退職給付引当金見返を計上した際に認識する収益

財務収益：有価証券利息等

雑益：研究開発資産売却収入等

臨時損失：国庫納付金等

臨時利益：保証債務損失引当金戻入益等

前中長期目標期間繰越積立金取崩額：前中長期目標期間繰越積立金のうち、当期に取り崩した額

④ 純資産変動計算書

資本金：国及び民間からの出資金

資本剰余金：資本金及び利益剰余金以外の資本

利益剰余金：業務に関連して発生した剰余金の累計額

繰越欠損金：業務に関連して発生した欠損金の累計額

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆[ホームページ](#)では、機構のご案内や事業の公募のほか、これまでの研究開発成果について情報発信をしています。



◆問い合わせ・相談窓口

【電話で質問（受付時間：平日 10 時～12 時、13 時～17 時）】
フリーコール 0800-8888-400（携帯電話からも掛けられます）
フリーコールがご利用いただけない場合は、044-520-5207-（有料）をご利用ください。

【メールで質問】
所定のメールフォームにて受付（24 時間受付：回答までに時間をいただく場合があります）
資料のご請求は本メールにてお願いします。

詳細は[お問い合わせ窓口一覧（公募・制度・資料等）](#)をご確認ください。

1. NEDO への一般的なご質問（お客様デスク）
2. NEDO 事業・プロジェクトの技術的内容について（技術分野毎に受け付けています）
3. 報道関係の方
4. 講演依頼、執筆依頼、資料転載、パンフレット請求等
5. 事務処理手続きについてのお問い合わせ
6. NEDO 全般
7. その他